

# 瀬戸市水道事業管理規程第1号

瀬戸市水道事業自動車等管理規程（令和4年瀬戸市水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月24日

瀬戸市長 川本雅之

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 運転者 運転免許証（<u>道路交通法（昭和35年法律第105号）第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードを含む。</u>）を所持する者で自動車等の運転に従事するものをいう。</p> <p>(2)及び(3) &lt;省略&gt;</p>	(定義) <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 運転者 運転免許証を所持する者で自動車等の運転に従事するものをいう。</p> <p>(2)及び(3) &lt;省略&gt;</p>

## 附 則

この規程は、公布の日から施行する。